

【1回目登壇】

こんにちは。維新の会の辻信行でございます。

第12回定例会におきまして、質問の機会をいただきありがとうございます。先輩、同僚議員の皆さまにおかれましては、しばらくの間、ご清聴のほど、よろしく願いいたします。

早速ですが、質問に入らせていただきます。

前回に引き続き、尼崎市もコースに選ばれた東京オリンピックの聖火リレーに関して、お伺いさせていただきます。

まず、市の広報についてお伺いします。

前回6月の一般質問において、私は、尼崎が聖火リレーのコースに選ばれたということ、市としてどのような形で市民の皆さんにお伝えしようとしているのか、お伺いしました。教育次長からは、「自治体の記者発表等は都道府県単位での対応とされたことや、出発地と到着地のホームページや広報紙への掲載は控えるよう指示されたことなどから、市としての積極的な広報は行っていなかった。今後、詳細が決まれば、積極的に市民への周知に努めていく。」といった答弁がありました。また、聖火ランナーの応募方法などの周知については、「兵庫県実行委員会による募集については積極的に協力していく」とのことでした。

8月中旬に市のホームページを見ると、トップページに「兵庫県内聖火ランナー募集」の画像が出ていることに気がつきました。「締切迫る！」との注意書きもある画像で、「オリンピック聖火ランナーが尼崎市を走ります！」と書かれたページへのリンクとなっていました。

兵庫県の聖火ランナーの公募人数は27人、今年12月以降に当選者にのみお知らせがなされるとのこと。県の実行委員会が窓口になっており、ランナーの選考も県の実行委員会において行われるようですが、選考方法について市にはどの程度の情報提供がなされているのでしょうか。尼崎市での聖火リレーを全市一体となったイベントとして盛り上げていくため、様々な情報について、可能な限り市民への広報を市が率先して行っていくべきであると考えます。

お伺いします。

聖火ランナーの選考方法について、市が把握している情報があればお聞かせください。  
また、今後の広報に関する市の意気込みをお聞かせください。

次に、オリンピックイヤーに向けた機運の醸成の取組についてお伺いします。

尼崎市での聖火リレーの開催まで、あとわずか8か月しかありません。教育次長が「教

育委員会スポーツ推進課が中心となって関係部署としっかりと連携を密にして進めてまいりたい」と発言された6月から3か月が経過しました。

お伺いします。

スポーツ推進課が連携を密にしようとしている関係部署とは、具体的にどういった部署でしょうか。また、オリンピックイヤーに向けた機運の醸成のための取組について、検討状況はいかがでしょうか。お聞かせください。

尼崎市での聖火リレーが行われるタイミングに合わせた市独自のイベントについても、ぜひ早急に検討を進めていただきたいと思います。

残された時間はあまり多くありません。例えば、「様々な団体が参加する実行委員会を作り、それぞれの団体が実行委員会の部会として自主的に活動する」など、早い段階で決定し、準備を進めていく必要があります。

お伺いします。

尼崎市での聖火リレーが行われるタイミングに合わせた市独自のイベントについて、どのような形で実施される予定ですか。現在の検討状況をお聞かせください。

次に先日開催された「保育士就職フェア in あまがさき」についてお伺いします。

8月24日土曜日に、中央北生涯学習プラザにおいて、尼崎市主催の「保育士就職フェア」が開催されました。「市内の保育士確保に向けた取組として開催する」と6月議会においてお聞かせいただき、市のホームページを確認しました。当日に配付されるパンフレットも案内記事に添付されており、とても丁寧な印象を受けました。パンフレットには当日の参加法人や市内の認可保育所の情報の一覧、地図上で保育所の場所がわかる資料が掲載されており、保育所の一覧には当日の参加法人がわかるように印がつけてありました。パンフレットを見るだけでも、当日は市内の多くの保育所の設置法人が参加されていることがわかり、参加している法人の多さから、保育士確保に向けて、市と法人が懸命に取り組まれている様子を感じられました。

多くの法人が参加する就職フェアであり、尼崎市の保育所への就職を検討していただける良い機会です。就職を希望している保育士の方の当日の参加状況が気になるところです。

お伺いします。

パンフレットでは参加法人は44法人とのことでしたが、当日実際に参加された法人の数に変更はありましたか。参加した法人の数及び運営する保育所の数をお聞かせください。また、就職を希望している保育士の方の参加状況はどうだったでしょうか。お聞かせ

ください。さらに、保育所への就職活動はまだ続いている時期ですが、参加した法人の今回の就職フェアに対する感想・意見・保育士採用への効果などは把握されておられますか。把握されておられる状況についてお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

## 【2回目登壇】

答弁をいただき、ありがとうございます。

次に、農業者の野焼きに関して、質問をさせていただきます。

農業振興・農地保全については、これまで何度も質問をさせていただいております。これまでの質問に対する答弁でも、本市の農地は、「宅地化すべきもの」ではなく、「あるべきもの」として、行政も積極的に農業振興・農地保全に取り組んでいくという姿勢を示されております。しかしながら、都市農地が「宅地化すべきもの」として位置づけられてきたことも影響し、現在では本市の農地の多くは住宅地に囲まれ、農業を続けていく環境は、決して良いとは言えません。

最近も、農業者から相談を受けました。農地で野焼きをしていたところ近隣住民から苦情や通報を受けた警察や消防が出動する事態となり、「法律で禁止されているため」野焼きをしないよう注意を受けたというものです。農業を続けていくためには収穫後に廃棄物を農地で野焼きすることは必要であるが、禁止されているものなのか、市に確認してもらいたいということでした。相談を受け、すぐに農政課に確認を行いました。農政課の説明は、「農業者が農業に必要な野焼きを行うことは、禁止されているものではないが、燃やすものを十分に乾燥させて大量の煙が出ないようにするなど、近隣住民に対し十分な配慮をしてもらいたい。」ということでした。農業者の方は近隣住民に配慮して行っている中で警察から注意を受け、大変困惑しておられる状況です。

そこで、まずお伺いします。

農業者が行う野焼きについて、市の様々な部署にも近隣住民からの苦情や、農業者からの相談が寄せられていると思います。近隣住民、農業者それぞれの苦情・相談について把握している数を、最近5年程度の推移も合わせて教えてください。また、苦情や相談に対して、どのような対応を行っているのか、お聞かせください。

市のホームページには「野焼きは法律で禁止されています」というページがあります。お問い合わせ先は環境保全課となっています。私が農業者から相談を受けた時に問い合わせをしたのは農政課でしたので、環境保全課のページに書かれている内容も確認をしました。タイトルは「野焼きは法律で禁止されています」となっていますが、説明書きには次のように書かれています。『ダイオキシンや悪臭への対策として、事務所や家庭で出たゴミや雑草などの不要物を自らで燃やすことは、基本的に禁止されています。また、農家の皆様においても、できるだけ可燃ゴミとして処分し野焼きを行わないよう、ご協力をお願いします。』ということです。

そもそも野焼きは、昭和45年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」ができる前は、特に規制されるものではありませんでした。しかしながら、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に法律が作られ、野焼きは原則として禁止されています。一方で、農業者が行う野焼きは、昭和46年に出された政令により、「やむを得ないもの」として、原則禁止の例外とされており、また、平成12年に当時の厚生省から出された通知では、「やむを得ないもの」の例示として「農業者が行う稲わら等の焼却」などが示されています。

改めて整理をいたしますが、農政課からの説明及び市のホームページの記載内容から、農業者の野焼きに対する市の考え方は、「農業を営むためにやむを得ない野焼きは禁止されてはいないが、近隣住民への配慮の必要性からできるだけ野焼きは行わないよう協力をお願いしたい」というものであると受け止めています。一方で、警察が農業者に「野焼きは禁止されている」として注意をしている背景としては、私が警察から聞いている話では、「環境省に問い合わせを行ったところ、『農業者が行う野焼きが「やむを得ないもの」かどうかは、個別具体的事情の下に当該地方公共団体において法律の目的に照らして判断されるものである』」との回答を受けており、尼崎市は農地と住宅が密接しており、近隣住民の生活環境に影響を及ぼさずに農地で野焼きをすることは難しく、尼崎市では農業者の野焼きは「やむを得ない」とは言えないのではないか」といったことでした。

廃棄物処理法には、違反した場合の罰則規定があり、警察の取り締まりの対象にもなります。農業者からの相談を受け、警察ともやりとりをする中で、市の考えと警察の考えに少し違いがあり、本市の農業者を取り巻く環境が大きく変化している中で、農業者が大変困惑している状況を放置することはできません。

改めて市の考えを確認するためにお伺いします。

農業者が行う野焼きについて、尼崎市としての見解をお聞かせください。

同じ兵庫県の中で、宅地開発が進み急速に都市化が進んだ三田市において、ここ数

年、農業者が行う野焼きは大変大きな問題になっています。2年ほど前から、たびたび新聞紙上にも取り上げられ、農家と近隣住民、市と警察との対立が深まっているといった状況が報じられる中、当然市議会においても取り上げられております。三田市は当初、「農家の野焼きは違法ではない」という立場であったようですが、様々な指摘を受け、「個別に判断」と見解を修正し、相談電話の設置や、ガイドラインの作成を試みるなど、様々な対策を検討し実行しております。ガイドラインは昨年、案の段階で農家の理解が得られず作成には至らなかったものの、最近では農家の刈り草の市による定期的な回収の制度化を目指した『サンプル調査』を開始し、問題の解決に向け、模索を続けておられます。

尼崎市と三田市は、農業の規模はもちろん異なります。しかしながら、農地の保全や都市農業の振興へと大きく舵を切り、積極的な農業者への支援を進めようとしている状況や、農地と住宅地が密接している状況から、三田市の取組は大変参考になるものと考えます。2022年に多くの生産緑地が指定期限を迎え、全国的に宅地として供給される可能性が懸念されておりますが、本市も例外ではありません。ファミリー世帯の定住や転入の促進を市の重要課題と位置づけ取組を進めている中で、農業振興・農地保全と近隣住民の生活環境との調和を図っていく一つの手段として、ぜひ農業者の廃棄物処理について行政の大きなサポートを検討してもらいたいと考えています。

お伺いします。

農業者から廃棄物の処理に関して、市が相談を受けた事例はどのようなものがあるのでしょうか。また、農業者の意向を確認した上で、三田市のような、行政による回収も視野に入れて、農業者の廃棄物処理についてサポートする検討を始めていただきたいと考えますが、市の考えをお聞かせください。

最後に、電線などの地中化、いわゆる無電柱化の推進についてお伺いします。

平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」が施行され、国は昨年4月、県は今年4月に法律の施行後初めての「無電柱化推進計画」を策定し、それぞれの立場での無電柱化に向けた取組を進めております。

本市の取組については、昨年の予算特別委員会において、市の考えが示されておりますが、私自身、大変関心のあるテーマですので、取り上げさせていただきます。

電線などの地中化についての本市の見解は、これまでは道路の新設や改築に合わせて整備を促進し、今後は緊急輸送路や避難路としての機能を果たす幹線道路を中心に整備を検討していくとのことでした。この都市整備局長の答弁から半年後の昨年9月、今からちょうど1年前に尼崎市は台風21号の暴風の影響による倒木や飛来物により多くの電線などが被害を受け、市内の多くの地域が長期間の停電に見舞われました。兵庫県は無電柱化推進計画にも阪神・淡路大震災での被害写真とともに、昨年の台風21

号による大阪府泉南市の被害写真が取り上げられており、防災機能の強化・向上のためにも、推進していかなければなりません。推進には関係者との調整とともに多額の費用がかかると言われております。多くの時間と費用を必要とする取組であることから、計画的に進めるためにも、本市における推進計画などを検討する必要があるのではないのでしょうか。

無電柱化の先進都市である芦屋市では、昨年10月に推進計画を策定するとともに、11月には推進条例を施行し、より積極的な取組を進めています。芦屋市の推進計画では、整備方針の項目の一つに「住民要望による無電柱化」を掲げています。無電柱化は電線などは地中に収まりますが、地上にも機器の設置が必要になります。機器の設置場所を調整する必要があります。芦屋市では「地域住民により無電柱化の要望が高まり、地上機器の設置場所等、無電柱化に関する課題が解決する際には、事業手法等を検討の上、無電柱化を図ります。」として、市民とともに無電柱化を進めていくこととしています。

本市においては、費用面も含めて芦屋市を参考にすることは難しいかもしれませんが、市民生活に大きく関わる課題であることから、生活に身近な道路も含めて、市の取組方針を明文化し、市民の協力も得ながら進めていくことはできないのでしょうか。

お伺いします。

既存の生活道路も含めた無電柱化の具体的な推進方針や計画の策定について検討すべきであると考えますが、市の考えをお聞かせください。

以上で、2回目の質問を終わります。

### 【3回目登壇】

答弁をいただき、ありがとうございます。

尼崎市での聖火リレーに向けては、多くの市民がともに盛り上げていけるよう、市独自のイベントについて積極的な検討を進め、全市一体となって取り組んでいく仕組みづくりをぜひ早急に進めてください。

保育士の確保については、いよいよ来月から幼児教育の無償化が始まります。新たに開設される保育所もありますが、保育の需要が増加する中では、継続した保育士の確保が欠かせません。ぜひ今回のような就職フェアを継続していただき、市内の保育士の確保のため取り組みをお願いします。

農業者の廃棄物処理の問題については、農業者が農業を続けやすい環境を維持し、農業振興・農地保全に取り組んでいくためにも、農業者の意向を十分に聞き、ぜひ意向に添った形での行政からのサポートをお願いします。

無電柱化の推進については、多くの自然災害が各地で発生している中で、本市においても計画的に進めていけるよう、引き続き検討をお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。